

# *DISCLOSURE*

*2013 年版*



フジフューチャーズ株式会社

## もくじ

はじめに .....	2
主な記載事項について .....	2
1. 会社の概況	
①商号、許可年月日等 .....	3
②事業の内容 .....	6
③営業所の状況 .....	8
④財務の概要 .....	8
⑤発行済株式総数 .....	8
⑥主要株主名 .....	8
⑦役員 の 状況 .....	9
⑧役員及び使用人の数 .....	9
2. 営業の状況	
①営業の経過及び成果 .....	9
②取引開始基準 .....	15
③顧客数 .....	16
3. 経理の状況	
①貸借対照表 .....	17
②損益計算書 .....	18
③株主資本等変動計算書 .....	19
④個別注記表 .....	20
⑤監査に関する事項 .....	24
【追加情報】 .....	25
【管理担当班組織図】 .....	26

《はじめに》

本書は、平成 25 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

《主な記載内容について》

1. 会社の概況

「商号、許可年月日等」 商号、代表者、許可年月日等、及び当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「事業の内容」 経営組織、事業の内容について記載しています。

「営業所の状況」 本店所在地等について記載しています。

「財務の概要」 資本金、営業収益、経常利益、純資産額規制比率(\*)等の主要な財務指標について記載しています。

\* 純資産額規制比率＝純資産額／リスク額×100

純資産額規制比率とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として商品先物取引法施行規則で定めるところにより算出した額に対応する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

「発行済株式総数」 発行済株式の総数を記載しています。

「主要株主名」 発行済株式の 1%以上を保有する株主の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 役員の氏名等を記載しています。

「役員及び使用人の数」 社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業の経過及び成果」 業績について記載しています。

「取引開始基準」 受託等業務の適切な遂行のために定めている取引開始基準を記載しています。

「顧客数」 顧客数を記載しています。

3. 経理の状況

「貸借対照表」 資産、負債、純資産等について記載しています。

「損益計算書」 収益、費用等について記載しております。

「株主資本等変動計算書」 貸借対照表の純資産の変動状況について記載しております。

「個別注記表」 重要な会計方針に関する注記、貸借対照表に関する注記等を記載しております。

「監査に関する事項」 当ディスクロージャー資料に対する各種計算書類についての監査状況について記載しております。

【追加情報】 平成 25 年 3 月期以降に変更・決定のあった重要事項等を記載しています。

## 1. 会社の概況

### ① 商号、許可年月日等

商号	フジフューチャーズ株式会社
代表者名	代表取締役社長 有宗良治
所在地	東京都中央区新川一丁目16番3号
電話番号	03-5543-2211 (大代表)
許可年月日	平成22年12月13日
	許可番号：農林水産省「指令22総合第1337号」 経済産業省「平成22・12・13商第19号」
加入協会名	日本商品先物取引協会、日本商品委託者保護基金、 日本商品先物振興協会

### [会社の沿革]

当社は、昭和38年9月に商品仲買人「富士商品株式会社」として創業、昭和46年1月の許可制移行に伴い、商品取引員として業を営み、平成元年11月には「フジフューチャーズ株式会社」と商号変更を行い、平成23年1月の商品先物取引法施行により、商品先物取引業者として許可更新をし、現在に至っております。

年月	概要
昭和38年9月	商品取引の仲買人として、富士商品株式会社を東京都中央区日本橋堀留町一丁目14番地に創業。資本金4,900万円
10月	東京穀物商品取引所の仲買人となる
11月	受託業務を開始する
12月	東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の仲買人となる
昭和39年3月	前橋乾繭取引所の仲買人となる
4月	自由が丘営業所開設
昭和40年3月	資本金を7,000万円に増資
5月	東京砂糖取引所の仲買人となる
昭和41年3月	大阪穀物取引所の仲買人となる
	大阪支店開設
9月	豊橋乾繭取引所の仲買人となる
11月	大阪砂糖取引所の仲買人となる
昭和42年1月	大阪化学繊維取引所の仲買人となる
5月	資本金を8,400万円に増資
9月	名古屋穀物商品取引所の仲買人となる
11月	名古屋繊維取引所の仲買人となる
12月	大阪三品取引所の仲買人となる

昭和43年5月	資本金を1億80万円に増資
10月	本社を東京都中央区日本橋室町一丁目2番地へ移転
昭和44年5月	資本金を1億2,096万円に増資
昭和45年5月	資本金を1億4,515.2万円に増資
昭和46年1月	農林大臣および通商産業大臣より商品取引員の許可を受ける
昭和46年5月	資本金を1億7,418.2万円に増資
昭和47年5月	資本金を2億6,127.3万円に増資
昭和48年5月	資本金を3億9,190万円に増資
6月	資本金を4億円に増資
昭和49年5月	資本金を5億円に増資
昭和56年1月	資本金を5億196万円に増資 新潟支店、盛岡支店開設
昭和58年5月	仙台支店開設
昭和59年1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
平成元年11月	商号をフジフューチャーズ株式会社に変更する
平成3年6月	資本金を5億4,000万円に増資
8月	農林水産大臣より横浜生絲取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける
平成6年3月	資本金を12億1,000万円に増資
平成8年3月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
4月	福岡支店開設 大蔵大臣、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
平成9年4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
11月	自由が丘支店を移転し、名称を東京支店に変更する
平成10年7月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける
平成11年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける
平成12年3月	上場廃止に伴い大阪商品取引所毛糸市場を脱退する
8月	上場廃止に伴い東京工業品取引所綿糸市場を脱退する
平成13年5月	金融監督庁長官、農林水産大臣および通商産業大臣より商品投資販売業における協議法人の認可を受ける
6月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場の受託会員の許可を受ける 経済産業大臣より中部商品取引所石油市場の受託会員の許可を受ける 中部商品取引所繭糸市場を脱退する
8月	関西商品取引所砂糖市場および農産物・飼料指数市場を脱退する
9月	大阪商品取引所を脱退する

平成 13 年 11 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品取引員(第 1 種商品取引受託業)の許可更新を受ける
平成 14 年 4 月	日本橋支店開設 金融庁長官、農林水産大臣および経済産業大臣より商品投資販売業(協議法人)の許可更新を受ける
平成 14 年 6 月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場の受託会員の許可を受ける
平成 15 年 11 月	関西商品取引所を脱退する
12 月	名古屋支店開設
平成 16 年 4 月	日本橋支店における受託業務を廃止する
6 月	広島支店開設
9 月	横浜商品取引所を脱退する
10 月	福岡商品取引所での受託業務を廃止する
平成 17 年 4 月	農林水産大臣および経済産業大臣より改正商品取引所法による商品取引受託業務の許可を受ける
5 月	日本商品清算機構の清算資格取得
9 月	盛岡支店および新潟支店を廃止する
10 月	中部商品取引所鉄スクラップ市場加入
平成 18 年 6 月	資本金を 22 億 1000 万円に増資
平成 19 年 3 月	名古屋支店および広島支店を廃止する
4 月	大阪支店を大阪支社と名称変更する
6 月	中部大阪商品取引所を脱退する
12 月	関東財務局長より金融商品取引法施行による商品投資販売業(協議法人)の許可を受ける
平成 20 年 5 月	本社を東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号へ移転
6 月	仙台支店を廃止する
7 月	東京支店を廃止する
9 月	金地金寄託売買業務を廃止する
平成 21 年 7 月	福岡支店を廃止する
11 月	大阪支社を廃止する
12 月	第二種金融商品取引業を廃止する
平成 22 年 3 月	東京工業品取引所商品指数市場加入
4 月	東京工業品取引所アルミニウム市場脱退
8 月	資本金を 10 億 1000 万円に減資
12 月	農林水産大臣および経済産業大臣より商品先物取引法施行による商品先物取引業者の許可更新を受ける
平成 23 年 1 月	取次業務に業態変更(取次先はドットコモディティ株式会社)
8 月	資本金を 5 億 1000 万円に減資

② 事業の内容

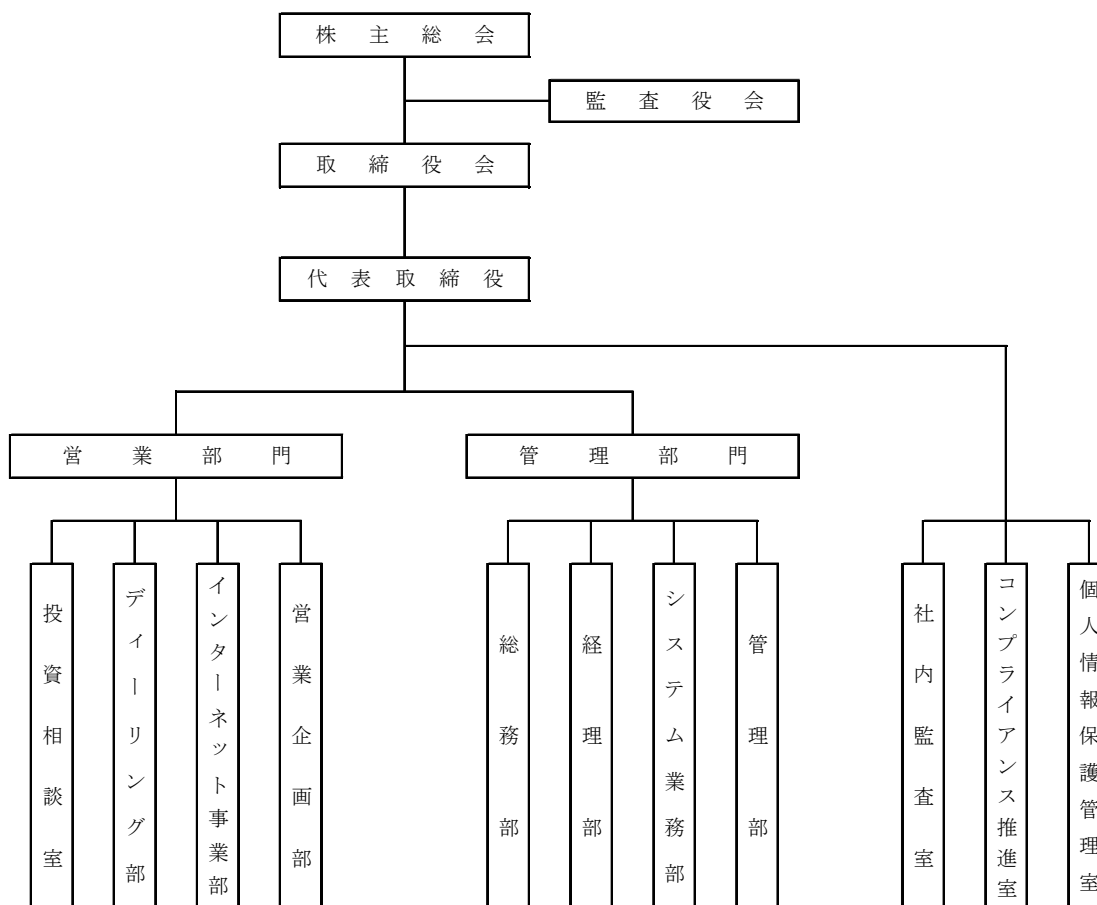
商品先物取引法に基づく商品先物取引業者として商品取引所の取引参加者となり当該商品市場における上場商品（指数、オプションを含む。）の売買および売買取引の委託の取次業務を行う。

取次先：ドットコモディティ株式会社（東京都渋谷区、代表：舟田 仁）

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

【平成 25 年 3 月 31 日現在】



(2) 事業の内容

当社は、商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買ならびに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、オプション取引及び指数取引）（以下「商品市場における取引」という。）について、顧客の委託を受けて執行ならびに委託の取次ぎをする業務（以下「受託等業務」という。）および自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という。）を主たる業務としております。

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場に係る受託等業務

当社は、商品先物取引法第190条第1項の規定に基づき、下記の商品市場における取引の受託等業務を行うことのできる商品先物取引業者として、農林水産大臣および経済産業大臣より許可を受けております。

取引所名 \ 商品市場名 (略称)	農 産 物	砂 糖	貴 金 属	石 油	ゴ ム	上場商品名
東京商品取引所	○					小豆、一般大豆、とうもろこし、とうもろこしオプション、大豆オプション
		○				粗糖、粗糖オプション
			○			金、銀、白金、パラジウム、 金ミニ、白金ミニ、金オプション
				○		ガソリン、灯油、原油、軽油、
					○	ゴム

(注) 平成24年度中上場廃止銘柄  
 ロブスタコーヒー・非組換大豆  
 アラビカコーヒー・日経東工取商品指数

ロ. 外国商品市場に係る受託等業務

該当なし

ハ. 店頭商品デリバティブに係る受託等業務

該当なし

ニ. 自己売買業務

上記イに掲げた取引所において行っております。

(b) 兼業業務

該当なし。



③ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区新川一丁目 16 番 3 号	03-5543-2211

④ 財務の概要（平成 25 年 3 月決算期）

(a)資本金	510,000 千円
(b)営業収益	846,466 千円
(c)受取手数料	801,721 千円
(d)売買損益	44,744 千円
(e)経常損益	14,608 千円
(f)当期純損益	△ 32,349 千円
(f)純資産額規制比率	202.1 %

⑤ 発行済株式総数

発行済株式の総数 402,000,000 株（平成 25 年 3 月 31 日現在）

（注）当社の株式は、非上場であり、かつ店頭公開もしておりません。

⑥ 主要株主名（1%以上保有）

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所有株式数	議決権の割合
寺町 博	251,586,200 株	88.66%
フジフューチャーズ株式会社	118,247,800 株	---
寺町 美摩	29,200,000 株	10.29%
計	401,130,000 株	99.69%

⑦ 役員 の 状 況 ( 平 成 25 年 3 月 31 日 現 在 )

役職名	氏 名	代表権 の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	有宗 良治	有	常勤
専務取締役	計盛 隆澄	無	常勤
取締役	中溝 一紀	無	常勤
監査役	田中 三四郎	無	非常勤
監査役	赤司 修一	無	非常勤
監査役	富田 義昭	無	常勤

(注) 監査役田中三四郎氏および赤司修一氏は、会社法第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

⑧ 役員及び使用人の状況 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

	役員		使用人	合 計
		うち非常勤		
総 数	6 人	2 人	54 人	60 人
(うち外務員数)	(2 人)	(0 人)	(42 人)	(44 人)

(注) 嘱託社員も含む

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

フジフューチャーズは、「顧客と共に繁栄する」をモットーに、『投資家第一主義』を実践しています。“お客様の利益に貢献し、喜んでいただくには当社は何をすべきか”を常に考え、皆様に信頼される商品先物取引業者としての的確な提案、商品開発、情報提供などのサービスの充実を心がけています。

当社は取引の公正性の確保や、投資家の皆様を保護するための法令・規定等、商品先物取引のルールを厳格に遵守し、それを実行するための内部管理体制をさらに強化、確立してまいります。また当社は、独自の情報ネットワークや、多岐にわたる相場分析手法を駆使し、ますます高度化・多様化するニーズにお応えしています。最適なりスクヘッジ手段・最新情報のご提供、プロの視点からの投資アドバイスなど、投資家の皆様によりご満足していただけるよう、日々努力しています。

当会計年度のわが国経済は、海外経済の減速を背景とした輸出や生産の減少等による景気後退の動きが続く中で、昨年末の安倍政権発足により市場では円安・株高傾向

に大きく転換し、その後の新政権の金融・経済政策の発表を受けてさらに景気回復の期待感が広がってきております。

こうした中で商品先物取引業界におきましては、世界的景気減速や信用不安を背景に安全資産として金の価値が見直され、昨年はこれに最大消費国である中国、インドの需要拡大により金価格が大幅に上昇致しました。しかしながら景気動向が不透明な状況で推移したこともあり、売買高においては振るわず、その他の銘柄も含め市場流動性が減少するという展開となりました。

このため、全国商品取引所における年間売買高は、5,623万枚、前年度比14.6%減となり市場の流動性が低下いたしました。年度後半は新政権による金融・経済政策の影響もあり売買高は増加傾向に転じております。商品別にみますと、前年度比貴金属は18.7%減、農産物13.6%減、石油2.8%増となり、全体としては2年連続の増加には至りませんでした。今後は農産物市場の移管による東京商品取引所(旧東京工業品取引所)の基盤整備、LNG(液化天然ガス)の開設に向けた市場活性化策、総合取引所構想等により市場流動性の回復が期待されるところであります。

さらに当社は、下記事項を対処すべき課題と認識し、取り組んでまいります。

#### ①収益力向上策の策定

当社の主力サービスであるインターネット取引「ヴィーナス」及び「ウィンザープラス」のブランド力の向上を目指し、更なるシステム機能の強化を図って参ります。具体的にはリッチ WEB 化によりトレードツール・情報ツールを強化し、かねてよりユーザーの要望も強く、より利便性を追求したスマートフォン対応に着手し、今後の収益向上に直結した効果的なサービス提供を目指してまいります。

また、自己ディーリングにおきましては、リスク管理の徹底化を図り、継続的・安定的な収益確保を目指してまいります。

#### ②企業価値の向上と財務体質の強化

企業経営の安定化においては、収益力の強化、業務効率化による経費削減は不可欠となりますが、経営環境の変化に応じた財務体質の強化がつねに求められます。純資産額規制比率等の経営指標の向上を図り、株主価値を高める安定した企業経営を目指してまいります。

#### ③コーポレート・ガバナンスの強化

企業経営にはコーポレート・ガバナンスへの対応を重視した経営管理体制の強化が強く求められています。商品先物取引法をはじめ、会社法、金融商品取引法など関係法令の規定に基づき、コンプライアンス意識の向上や様々なリスク管理対応など、これまで以上の取り組みが求められています。経営の効率性、健全性を追求し、コンプライアンス体制の強化を図り、当社の収益力と競争力を高めてまいります。

今後とも時代の変化や顧客ニーズに応え、投資家と市場をつなぐ媒介者としての役割を果たし、確固たる地位を築くことに積極的に努力してまいります。

(1) 受取手数料部門

当事業年度は、業界の将来を見据え、全社をあげて組織再構築とゆるぎない財務基盤の確立に主眼をおき、委託売買高が 1,550 千枚（前年比 4.0%減）となり、受取手数料は 801,721 千円（前年比 7.3%減）となりました。

(2) 売買損益部門

自己損益は、収益の向上に主眼をおき、売買損益は 44,744 千円の利益となりました。

以上の結果、当期の営業収益は 846,466 千円（前年比 7.3%減）となり、営業費用が 864,754 千円（前年比 14.3%減）となったため、営業損失は 18,287 千円となりました。

経常利益は 14,608 千円、当期純損失は 32,349 千円となりました。

当事業年度における受取手数料及び売買損益は、次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 1 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日) (至 平成 25 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	96,033
砂糖市場	8,641
貴金属市場	542,731
石油市場	112,728
ゴム市場	38,551
小 計	798,684
未収収益計上額	3,037
そ の 他	0
小 計	3,037
合 計	801,721

(注) 1. 消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

期 別 商品市場名	第 5 1 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日) (至 平成 25 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
農産物市場	25,354
砂糖市場	△ 420
貴金属市場	9,236
石油市場	9,745
ゴム市場	1,062
小 計	44,977
商品先物取引評価損益	△ 233
その他の売買損益	0
小 計	△ 233
合 計	44,744

- (注) 1. 商品先物取引の売買損益は、オプション取引に係る金額を含めて計算しております。
2. 消費税は含まれておりません。
3. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 5 1 期 (自 平成 24 年 4 月 1 日) (至 平成 25 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		103,084	85,478	188,562
砂糖市場		13,590	208	13,798
貴金属市場		1,051,529	20,994	1,072,523
石油市場		208,053	12,572	220,625
ゴム市場		53,198	2,004	55,202
合 計		1,429,454	121,256	1,550,710

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。(当期、オプション取引はございません。)

## ② 取引開始基準

フジフューチャーズ株式会社

### 取引開始基準

#### 【対面取引】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の委託の受託を行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等により生計をたてている方（年金等の収入が収入全体の過半を占めている）
- (2) 一定以上（年間 500 万円以上）の所得を有しない方
- (3) 一定以上（75 歳以上）の高齢の方
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方



### 【電子取引 Venus】

1. 当社は、次の各号に該当する方を不適当な対象者と規定し、一切の商品先物取引の受託を行いません。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる方
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
- (3) 長期療養の方
- (4) 破産者で復権を得ない方
- (5) 商品先物取引を借入れにより行おうとする方
- (6) 元本欠損又は元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引をしたくない方
- (7) 属性情報の申告を拒む又は故意に虚偽の申告を行う方
- (8) 暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当する方

2. 当社は、次の各号に該当する方に対しては、原則として商品先物取引の受託は行いません。但し、当社の定める必要な条件を満たし、総括管理責任者が審査の上、承認した場合には、受託を認めることが出来るものといたします。

- (1) 一定以上（年間 300 万円以上）の所得を有しない方
- (2) 投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引を行おうとする方

3. 当社は、次の各号に該当する方を公金取扱者と規定し、当該顧客からの商品先物取引の受託に当たっては、不正資金の流入を防止するため、当社の定める必要な措置を講ずるものといたします。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合、郵便局に勤務する方
- (2) 農協・漁協等の協同組合、証券会社、保険会社、ノンバンク（消費者金融会社、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社等）における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (3) 国、地方公共団体、その他公益機関における金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方
- (4) 民間企業等における会計関係部署等に所属し、金銭、有価証券等の取扱いに直接又は間接に係る方

以上

### ③ 顧客数

顧客数 4,164 名（平成 25 年 3 月 31 日現在）

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>10,239,278</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,672,909</b>
現金及び預金	349,884	未払法人税等	3,226
委託者未収金	99,154	未払金	17,527
前払金	1	未払費用	12,417
前払費用	6,614	預り証拠金	9,375,783
保管有価証券	260,585	預り証拠金代用有価証券	260,585
差入保証金	9,289,538	預り金	3,369
委託者先物取引差金	130,016		
預託金	100,000	<b>固定負債</b>	<b>202,583</b>
未収入金	723	長期未払金	202,583
未収収益	10,169		
立替金	1,187	<b>特別法上の準備金</b>	<b>53,694</b>
貸倒引当金	△ 8,596	商品取引責任準備金 (商品先物取引法第221条)	53,694
<b>固定資産</b>	<b>555,001</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>231,696</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,929,186</b>
建物及び設備	170,465		
器具備品	61,070	<b>純資産の部</b>	
土地	160	<b>株主資本</b>	<b>865,093</b>
		<b>資本金</b>	<b>510,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,186</b>	<b>資本剰余金</b>	<b>3,085,000</b>
ソフトウェア	478	その他資本剰余金	3,085,000
電話加入権	708		
<b>投資その他の資産</b>	<b>322,119</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>△ 1,496,189</b>
投資有価証券	26,609	その他利益剰余金	△ 1,496,189
長期委託者未収金	198,396	別途積立金	933,885
差入保証金	56,759	繰越利益剰余金	△ 2,430,074
長期貸付金	49,283		
長期未収金	136,887	<b>自己株式</b>	<b>△ 1,233,716</b>
ゴルフ会員権	12,110		
貸倒引当金	△ 157,925		
<b>資産合計</b>	<b>10,794,279</b>	<b>純資産合計</b>	<b>865,093</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>10,794,279</b>

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書

損 益 計 算 書

〔 自 平成24年 4月 1日 〕  
〔 至 平成25年 3月 31日 〕

(単位：千円)

		科 目	金	額	
経 常 損 益 の 部	営業 損 益 の 部	営 業 収 益		846,466	
		受 取 手 数 料	801,721		
		売 買 損 益	44,744		
		営 業 費 用		864,754	
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	864,754		
		<b>営 業 損 失</b>		<b>18,287</b>	
	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		32,895
			受 取 利 息	2,353	
			雑 収 入	399	
			貸 倒 引 当 金 戻 入	30,142	
	<b>経 常 利 益</b>		<b>14,608</b>		
特 別 損 益 の 部	特 別 損 益 の 部	特 別 損 失		45,939	
		商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	15,571		
		厚 生 年 金 基 金 解 約 損	30,367		
	<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		<b>31,331</b>		
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,018		
	<b>当 期 純 損 失</b>		<b>32,349</b>		

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金 別途 積立金
当期首残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000	—	933,885
当期変動額	—	—	—	—	—	—
資本金の減少	—	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—
当期末残高	510,000	—	3,085,000	3,085,000	—	933,885

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計			
前期末残高	△ 2,397,725	△ 1,463,840	△ 1,233,716	897,442	897,442
当期変動額	—	—	—	—	—
資本金の減少	—	—	—	—	—
資本準備金取崩	—	—	—	—	—
当期純損失	△ 32,349	△ 32,349	—	△ 32,349	△ 32,349
自己株式の取得	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△ 32,349	△ 32,349	—	△ 32,349	△ 32,349
当期末残高	△ 2,430,074	△ 1,496,189	△ 1,233,716	865,093	865,093

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### ④ 個別注記表

##### (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

###### (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

保管有価証券

商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として受け入れた保管有価証券は商品先物取引法施行規則第 39 条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の充用価格は次のとおりであります。

利付国債証券(7%未満)	額面金額の 80%
社債(上場銘柄)	額面金額の 65%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

###### (b) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産は定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産は定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

###### (c) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

###### (d) 特別法上の準備金の計上基準

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第 221 条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

###### (e) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (2) 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、当期より平成 24 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

(3) 貸借対照表に関する注記

(a) 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳

イ. 預託資産

商品先物取引法等関係法令により、ドットコモディティ株式会社に預託している資産

差入保証金 9,375,783 千円

保管有価証券(代用分) 260,585 千円

合 計 9,636,369 千円

差入保証金として 43,000 千円

ハ. 預託金 100,000 千円

上記の預託金は商品先物取引法施行規則第 98 条 1 項 4 号に基づく日本商品委託者保護基金への預託額である。

(d) 有形固定資産の減価償却累計額

251,925 千円

(4) 株主資本等変動計算書に関する注記

(a) 当事業年度末日における発行済株式の総数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	402,000 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	402,000 千株

(b) 当事業年度末日における自己株式の数に関する事項

<u>株式の種類</u>	<u>普通株式</u>
前事業年度末株式数	118,247 千株
当事業年度増加株式数	—
当事業年度減少株式数	—
当事業年度末株式数	118,247 千株

(5) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因は、繰越欠損金及び退職給付引当金、貸倒引当金の否認等であり、回収可能性がないため資産計上しておりません。

(6) リースにより使用する固定資産に関する注記

器具備品	電子計算機およびノートパソコン等
ソフトウェア	汎用電子計算機ソフトウェア等

(7) 金融商品に関する取引

(a) 金融商品の状況に関する注記

当社は、商品先物取引を中心とする金融・投資サービスを行っております。

委託者未収金に係る信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として(株)東京工業品取引所及び(株)東京穀物商品取引所の株式であり、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(b) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	349,884	349,884	—
(2) 委託者未収金	99,154	99,154	—
貸倒引当金	△8,596	△8,596	—
(3) 保管有価証券	260,585	260,585	—
(4) 差入保証金 (流動資産)	9,289,538	9,289,538	—
(5) 長期委託者未収金	198,396	198,396	—
貸倒引当金	△157,925	△157,925	—
(6) 差入保証金 (固定資産)	56,759	56,759	—
(7) 長期貸付金	49,283	49,283	—
(8) 長期未収金	136,887	136,887	—
(9) 未払金	17,527	17,527	—
(10) 預り証拠金	9,375,783	9,375,783	—
(11) 預り証拠金 代用有価証券	260,585	260,585	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 委託者未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 保管有価証券及び(11) 預り証拠金代用有価証券

顧客よりの取引証拠金として有価証券を預かったものを保管しているものであり、時価については、商品先物取引の預り証拠金代用有価証券として預託を受けたもので、商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

(4) 差入保証金(流動資産)及び(10) 預り証拠金

主として顧客から取引証拠金を現金及び預金として預かりドットコモディティ(株)に差入れているものであり、流動的であるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期委託者未収金

委託者未収金のうち回収が長期化している債権であり、回収可能性を検討し回収が見込まれないものについては、貸倒引当金を計上しております。すなわち貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(6) 差入保証金(固定資産)

主として本社事務所の賃借契約保証金として住友不動産㈱に差入れているもの等であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいとみなし、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期貸付金及び(8) 長期未収金

貸倒引当金を信用リスクとして検討し、時価を算定しております。

(9) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額26,609千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上記の「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

①役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び近親者	寺町 博 (故人)	-	-	前代表取締役会長兼社長	(被所有) 直接88.66%	-	資金の貸付(注1)(注2)	-	長期貸付金	48,900
							利息の受取(注1)	2,270	長期未収入金	19,538
							遅延損害金	-	長期未収入金	117,133
							入院費用の立替金	-	立替金	1,187
							駐車場保証金	-	差入保証金	110
	寺町 美摩	-	-	前取締役副会長	(被所有) 直接10.29%	-				

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貸付金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 前代表取締役会長兼社長に対する資金貸付について、同氏より担保として退職未払金として預かっております。

(9) 資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃貸契約に基づくオフィス等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(10) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3円04銭  
1株当たり当期純損失 11銭



( 1 1 ) 追加情報

前代表取締役との係争事件

前代表取締役(二人)うちの一人である寺町美摩氏と取締役の選任をめぐり現在係争中である。

また、当社としてはこの他、寺町美摩氏取締役在任中における善管注意義務・忠実義務違反を原因とする120百万円の損害賠償請求を提訴(平成24年8月10日)し係争中である。

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。

【追加情報】

1. 平成 25 年 6 月 28 日開催の第 51 回定時株主総会にて、定款の一部変更の承認の決議がなされました。

新	旧
<p><b>(株式の譲渡制限に関する規定)</b></p> <p>第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>2. <u>取締役会が第 1 項の承認をしない場合において、第 1 項の承認を求める者が第 1 項の承認に係る株式を買い取ることを請求するときは、取締役会は指定買取人を定めることができる。</u></p> <p><b>【第 2 項削除・第 3 項繰上】</b></p>	<p><b>(株式の譲渡制限に関する規定)</b></p> <p>第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>2. <u>次の各号に掲げる場合には、前項の承認を受けたものとみなす。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>当会社の株主に対する譲渡</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>当会社の役員または従業員に対する譲渡</u></p> <p>3. 取締役会が第 1 項の承認をしない場合において、第 1 項の承認を求める者が第 1 項の承認に係る株式を買い取ることを請求するときは、取締役会は指定買取人を定めることができる。</p>

2. 同総会にて、取締役及び監査役が次のとおり選任されました。

代表取締役社長	有 宗 良 治
専務取締役	計 盛 隆 澄
取締役	中 溝 一 紀

常勤監査役	富 田 義 昭
社外監査役（非常勤）	田 中 三四郎（株式会社アド・バイオ 代表取締役）
社外監査役（非常勤）	赤 司 修 一（赤司総合法律事務所 代表弁護士）

以 上

【管理担当班組織図】

平成 25 年 3 月 31 日現在

